

# 平成 27 年度植物防疫事業・農薬安全対策の 進め方について

農林水産省 消費・安全局  
植物防疫課、農産安全管理課 農薬対策室

## はじめに

食生活の多様化や物流の高度化に伴い、我が国に輸入される農産物の品目、輸入相手国の多様化が進んでいることや、栽培体系の変化や気温上昇により病害虫の発生状況が変化してきていること等から、病害虫の侵入・まん延を防止する植物防疫の果たす役割は引き続き大きい。こうした情勢を踏まえ、各都道府県と国が連携して病害虫のまん延防止を図るとともに、食の安全確保や環境にも配慮した病害虫防除技術の確立を推進する等、必要な施策を総合的に講ずることとしている。

農薬の安全対策については、農薬登録制度を通じた安全な農薬の確保と、その適正な使用の推進が基本である。そのため、国際的な動きに対応した農薬登録制度の改善や科学に基づく審査体制の整備を進めるとともに、多様な農薬使用者に対して、農薬使用基準の遵守を徹底していく必要がある。このような取組により、生産者に対してより安全で質の高い農薬を安定的に供給するとともに、最終的には、消費者に対して安全で高品質な農畜産物を安定的に供給していく。

## I 平成 27 年度予算概算決定について

植物防疫対策に関する平成 27 年度予算においては、我が国からの農産物の輸出促進に向け、引き続き輸出相手国の残留農薬基準値に適合する新たな防除体系の確立を行うとともに、無人ヘリコプターの重量規制緩和の効果を農業生産に反映させるため、大規模経営にも適合した農薬散布・播種等の運行基準などの確立を行う。

また、プラムボックスウイルス（ウメ輪紋ウイルス）などの農業生産に甚大な被害を与える重要病害虫の侵入・まん延防止および根絶に向けた防除対策を実施するとともに、キウイフルーツかいよう病の新系統（Psa3）の発生状況調査やまん延防止対策を実施する。

一方、農薬安全対策に関する平成 27 年度予算としては、農薬使用者や販売者への講習・指導、農作物や土壌等への残留状況の調査および分析機器の整備、実態把握

を通じた残留農薬基準値超過事案の原因究明および再発防止、埋設農薬の処理に係る行動計画の管理、作物残留試験成績の信頼性確保のために行う試験従事者への研修等に対して、引き続き支援する。

また、農薬の農産物への残留などに関する各種規制について、国際機関などの新たな勧告や科学的知見に基づく検証および見直しを的確に行うため、各種の調査・試験を実施する。

## II 発生予察手法の改善などの検討について

我が国の安定的な農産物生産のみならず、消費者が求める高品質な農産物の供給には、病害虫の防除は不可欠である。生産者が病害虫防除を適時的確に行えるよう、各都道府県と連携して、農作物に重大な被害を与える病害虫の発生情報を取りまとめ、生産者などに提供している。近年、新たなウイルスなどを媒介する害虫や薬剤抵抗性を獲得した病害虫の防除対策、農作物の多様化による病害虫の防除体系見直し等が課題となっている。

このため、従来の予察調査や防除技術では対応が困難な病害虫への対策として、予察対象病害虫の見直し、新規調査手法の設定、既存の調査手法の改良、効果的防除技術の確立に取り組んでいる。

## III 農林水産航空事業を巡る状況について

有人ヘリコプターおよび無人ヘリコプターによる農薬の空中散布は、水稻の病害虫防除を中心に、防除作業を省力化する重要な手段として実施されている。特に、無人ヘリコプターについては、平成 24 年には 100 万 ha を超え、平成 26 年には 105 万 ha、普及台数は約 2,600 台となるなど、その利用は大きく増加してきており、農産物の安定生産において重要な役割を担っている。

また、平成 26 年 4 月 15 日に航空機製造事業法施行令が改正され、無人ヘリコプターの総重量（機体および搭載物）の規制が 100 kg から 150 kg に緩和された。今後、開発される無人ヘリコプターについては、農薬の散布可能な量が増えるばかりではなく、肥料散布や播種等の多目的な利用が期待されている。

近年利用面積が増加している無人ヘリコプターによる

空中散布については、平成 25 年度の無人ヘリコプターによる死亡事故を踏まえ、今後の事故発生防止を図るため、平成 26 年 6 月 19 日付けで「無人ヘリコプター利用技術指導指針」を改正し、防除を行う実施主体に実施計画、実績および事故情報を植物防疫課へ報告させることとした。

なお、平成 26 年度は、人身事故について 1 件、物損事故について 48 件の報告があった。これらの事故は、事前の確認不足や障害物に向かって機体を飛行させたことを原因とする、電線などの架線への接触事故が多かった。

農林水産省では、都道府県などの関係機関と連携し、平成 27 年度以降の散布作業の安全対策に反映させるため、事故防止のポイントを整理して公表した。

#### IV 地域特産作物への農薬適用拡大について

地域特産作物は、地域において付加価値の高い農業経営を確立するうえで重要な品目であり、その生産振興を図ることが必要である。一方、これらの地域特産作物については、生産量が少ないことなどから、使用できる農薬が少ないことが多く、安定的かつ高品質な生産を推進するためには、これらの地域特産作物に使用可能な農薬の適用拡大に取り組むことが必要である。

しかし、農薬の登録に必要な試験データの収集にあたって、作物由来の成分により試験が困難となるなどの技術的課題が生じている地域特産作物について、農薬の適用拡大の取組が遅れている。

このため、平成 27 年度も引き続き、技術的課題が生じている地域特産作物での農薬の適用拡大の加速化を図るため、民間団体などが行う農薬の適用拡大に必要な試験方法の確立並びに薬効、薬害および作物残留の試験実施の支援を行う。

#### V 農産物輸出促進のための新たな防除体系の確立について

我が国からの農産物の輸出を促進するにあたり、通常の防除体系で使用される農薬の中には、輸出相手国で当該作物が生産されていない、または農薬登録がされていないことから、我が国に比べて極めて低い残留農薬基準値が設定されているものがある。

輸出相手国の残留農薬基準値を超過した農産物は、輸出相手国への輸入が認められないことから、輸出を目指す農産物について、天敵などの農薬に代わる防除技術も導入し、農薬の使用を低減する新たな防除体系を確立する必要がある。

このため、平成 26 年度からは、農産物の輸出促進につながるよう、「農林水産物・食品の国別・品目別輸出戦略」で示されている輸出重点品目について、輸出相手国で登録されていない農薬などの使用を低減する新たな防除体系を確立し、その効果の提示を行いつつ産地への導入を支援する「農産物輸出促進のための新たな防除体系の確立・導入事業」を開始した。平成 26 年度は生果実（いちご）および茶（煎茶、玉露）について防除体系を確立し、産地説明会を各品目 10 か所で開催した。

### VI 植物検疫の諸課題について

#### 1 国内検疫について

農業生産に多大な被害を与える重要な病害虫の侵入・まん延を防止するためには、輸入時のいわゆる「水際」での検疫措置のみならず、国内においても適切な対策を実施することが重要である。

具体的な取組として、これらの病害虫の侵入を可能な限り早期に発見し、防除・封じ込めを迅速・的確に行うことにより定着・まん延を未然に防止することを目的として、都道府県および植物防疫所は、全国の生産地や輸入港等において、火傷病菌やミカンコミバエ種群等を対象とした侵入警戒調査を実施している。なお、平成 24 年 5 月より、我が国未発生の病害虫が新たに国内で発生した場合は、「重要病害虫発生時対応基本指針」に基づき、植物防疫所が都道府県の協力を得てその発生状況などを調査し、病害虫のリスクに応じた防除対策などを実施している。

また、かんきつ類などに感染し、収量の低下、感染樹の枯死等の大きな被害をもたらすカンキツグリーニング病菌（奄美群島の一部および沖縄県で発生）や、サツマイモなどを食害し、塊根に独特の臭気を発生させて食用に適さなくするアリモドキゾウムシ（トカラ列島、奄美群島、沖縄県、小笠原諸島で発生）およびイモゾウムシ（奄美群島、沖縄県、小笠原諸島で発生）等、国内の一部の地域のみで発生している重要な病害虫については、植物防疫法に基づく移動規制によりまん延の防止に努めるとともに、根絶を目指した防除事業を実施している。

さらに、ウメやモモ等に感染して重大な被害を与えるとの報告があるウメ輪紋ウイルス（東京都青梅市、愛知県犬山市、大阪府富田林市、兵庫県伊丹市等 14 市町で発生）を対象とした緊急防除を行っており、都道府県や植物防疫所が協力して早期の根絶に向け全国レベルでの発生調査や発生地域における感染植物の処分などの取組を実施している。なお、平成 26 年度には、東京都の一部地域で根絶を確認した一方、新たに感染が確認された

地域もあることから、緊急防除の防除期間を延長することとした。

## 2 植物防疫所の体制など整備について

植物防疫所では、水際における植物検疫業務を適正かつ円滑に行うため全国に 5 本所、16 支所、45 出張所の体制のもと人員配置を行っており、平成 27 年度末の植物防疫官数は 890 人となる予定である。

平成 27 年度においては、「日本再興戦略」が掲げる、2020 年に向けて訪日外国人旅客 2,000 万人の高みを目指す観光立国実現に寄与するため、成田空港および羽田空港における旅客携帯品検査に係る植物防疫所の体制を強化するとともに、関西空港の LCC 専用ターミナルの就航便数および就航時間帯の拡大に対応するよう、検査体制の強化を図ることとしている。

また、訪日外国人旅客に我が国の植物検疫制度を理解してもらうため、多言語によるホームページ作成やポスター掲示を行うこととしている。

## 3 輸出植物検疫の取組について

農林水産省では、平成 25 年 8 月に「農林水産物・食品の国別・品目別輸出戦略」を公表し、農林水産物・食品の輸出促進に向けた取組を進めているところであり、その取組の一環として、輸出拡大に向けて優先的に取り組むべき輸出環境課題などが整理されている。植物検疫上の理由から、輸出ができない品目などについては、これらの課題などを踏まえ、相手国との協議を戦略的に実施している。例えばベトナム向けりんごの輸出解禁、米国向けかきの輸出解禁等について協議を実施している。また、これまでの協議の結果、最近では米国向けうんしゅうみかんの検疫条件の緩和、豪州向けぶどうの輸出解禁等がなされた。

既に検疫条件が整い、輸出が可能な国・品目については、相手国の検疫条件などの情報提供や卸売市場・産地等における輸出検疫の実施などにより産地への支援や輸出検疫の利便性向上に取り組んでいるところである。また、我が国の農産物を訪日外国人旅客に持ち帰ってもらうことは輸出拡大の面で重要であることから、平成 27 年度には成田空港などに輸出検疫カウンターを設置するとともに、植物検疫条件を記載したパンフレットを作成し、訪日外国人旅客に配布することとしている。さらに、お土産に対応した輸出植物検疫の受検方法・体制を確立するための事業を実施することとしている。

一方、輸出相手国の輸入時の検査において、検疫対象の病害虫の発見や、残留農薬の検出等により、輸入不可となるケースがある。我が国の農産物を継続的に輸出していくためには、諸外国の輸入条件に合致した農産物を

輸出することが不可欠であり、今後も関係機関と連携して産地に対する指導、助言、情報提供等を行っていくこととしている。

## 4 輸入植物検疫の見直し

国内に発生していない新たな病害虫の侵入リスクの増大に対応するため、科学論文や各国から提出される病害虫情報等を収集し、病害虫のリスクアナリシスを実施し、輸入検疫の対象病害虫を明確にしつつ、検疫対象病害虫に対する適切な検疫措置の設定・見直しを平成 23 年から順次実施している。

本年も、リスクに応じた輸入植物検疫を確保するため、病害虫リスクアナリシスの結果に基づき、検疫対象の病害虫の追加や植物検疫措置内容の見直しを推進する。

## 5 国際条約について

国際植物防疫条約（IPPC）が IPPC 第 10 条に基づき作成する植物検疫措置に関する国際基準（ISPM）は、平成 27 年 2 月末時点で 36 本策定されている。これは SPS 協定に規定された国際基準であり、各国は原則として ISPM に基づいた植物検疫措置をとる必要がある。現在検討が進められている基準案として、海上コンテナ、種子、穀物、病害虫の検疫処理などがある。これらは、基準として成立すると我が国の検疫体制への影響も大きいことから、我が国としては、議論の状況を継続的に把握しつつ、科学的な検証や、IPPC 国内連絡会等を通じた国内関係者との意見交換を行い、技術的妥当性や現実性の観点から、必要な意見を積極的に提供し、ISPM の策定過程に積極的に参加することとしている。

また、IPPC では基準の策定だけでなく、その実施状況を改善するため、技術支援を通じた各国の能力向上、実施状況の把握に必要な各国からの通報の改善等が進められている。さらに、電子的な植物検疫証明のハブ・システムの構築に向け議論が行われている。

# VII 農業安全対策の一層の推進

## 1 農薬登録制度の見直し

昨年 5 月には、農薬登録申請時の申請資料の様式や提出方法について、OECD で作成されて欧米諸国で採用されている「OECD ドシエ様式」を導入し、試験成績の英語による記載や電子データによる提出を認める等の見直しを行った。また、飼料作物の国内生産・利用の拡大を見据え、農薬が残留した飼料を与えられた家畜における農薬の代謝・残留を評価するのに必要な家畜代謝・家畜残留試験のガイドラインも同時に制定した。

作物のグループ単位での農薬登録や残留基準値の設定

が可能か検討する際の基礎となる作物分類は、果実など一部の作物群については Codex の食品分類に準拠する形で案を作成し、ホームページに掲載済みである。今後は、他の作物についても同様の作業を進めるほか、作物の生産量・消費量や形態等から見てグループ単位で農薬を登録しようとする際に作物残留試験を実施すべき作物(代表作物)の選定も進めていく。

このほか、使用時安全に係る評価法の改善や農薬原体中の不純物の管理方法の見直し等の課題についても、取り組んでいく予定である。短期暴露評価の導入については、次節を参照されたい。

## 2 短期暴露評価の導入を受けた対応について

昨年3月から「農薬登録制度に関する懇談会」で3回にわたり導入に向けた議論を行った農薬の短期暴露評価に関しては、食品安全委員会では5月より短期の毒性指標である急性参照用量の審議が、12月には薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において短期暴露評価の結果を考慮した残留基準値の審議が開始された。今後、新規有効成分を含む農薬など、食品安全委員会による評価を受ける農薬については、すべから急性参照用量の設定の要否が検討され、設定された場合には、申請されている使用方法が短期暴露評価の結果を考慮しても問題ないことを確認したうえで、登録されることとなる。

すでに登録されている農薬についても、順次評価が行われていくこととなるが、急性参照用量や短期暴露評価のルールは明らかにされていることから、農林水産省としては、消費者の健康の保護を第一に考え、農薬メーカーに対し、評価の実施を待つのではなく、示されているルールに則って自ら評価を行い、登録を受けた使用方法では安全が確保できない可能性がある場合は速やかに変更の登録を申請するよう呼びかけている。変更登録が行われた農薬については、食品安全委員会によって急性参照用量が設定されれば、この新たな使用方法での残留濃度に基づき残留基準値が設定されることとなる。

このような場合における変更登録はいずれも、適用作物の削除、使用時期の変更等、従来よりも使用できる範囲を制限するものとなるため、農薬対策室からも遅滞なく変更内容をお知らせし、都道府県の防除指針や農協の防除暦に反映するなどして周知に努めていただくこととしている。これらの防除指針なども参考に農薬を選び、ラベルに表示された使用方法を守って使用いただければ通常は何ら問題とならないが、変更登録と基準値改定のタイミング等によっては、残留基準値超過や健康への悪影響の未然防止のためにはラベルに表示された変更前の使

用方法ではなく変更後の使用方法で使用していただくことが望ましいことがある。このような場合には、別途農薬対策室より事務連絡を発出することとしているので、生産現場への周知をお願いする。

## 3 生産段階における農薬の適正使用などの徹底について

平成18年のポジティブリスト制度導入以来、農林水産省は、農薬の適正な使用の指導を徹底してきた。しかしながら、依然として残留農薬基準値の超過事案が散見されている(過去5年間で約100件)。

基準値超過の発生をさらに減らしていくには、ただ農薬の適正使用を訴えるのみでは限界があり、その真の原因に則した再発防止策を、農薬の使用に当たって特に注意して取り組むべき事項として重点的に指導していく必要がある。

このため、基準値超過が明らかとなった場合には、まずは都道府県において、徹底的な原因究明を行っていただくこととしている。調査の結果は、講じられた再発防止策などとともに地方農政局などを通じて農林水産省に報告いただき、農業者への指導などに活用していただくため、全国の都道府県に情報提供させていただくこととなる。

また、短期暴露評価が導入されたことに伴い、現に農薬ラベルに記載され、生産現場でも使用されてきた方法では、当該農産物を一度に多量に摂取した場合に健康への悪影響が出る可能性がある判断され、使用方法の変更が必要となることがある。農薬メーカーが、短期暴露評価上問題がないかを自ら検討して、早い段階で登録を変更してしまえばよいが、変更前の使用方法が表示された農薬の在庫があるうちに新たな使用方法に基づく基準値が設定される場合などには、ラベル通りに使用したにもかかわらず残留基準値超過となってしまう可能性があるため、ラベルの表示内容にかかわらず変更後の使用方法で使用するよう周知をお願いすることとしている。

## 4 農薬による事故および被害の発生の防止について

農薬による人への健康被害を及ぼす事故は、平成25年度には28件発生している。事故の原因としては、誤飲・誤食が全体の39%を占め、次いで土壌くん蒸剤使用後に被覆が不十分または実施されなかったこと等による周辺住民の被害が多かった。そのほか、農薬使用時の防護装備の不備による農薬使用者の健康被害も依然発生しており、適正に農薬を使用・保管していくことが重要である。事故の発生を防止するため、農薬の使用機会が多くなる6～8月、農林水産省では厚生労働省、環境省、

都道府県等と連携し、農薬危害防止運動を実施する。

### 5 住宅地周辺における農薬散布について

住宅地周辺における農薬使用については、「住宅地等における農薬使用について」（平成 25 年 4 月 26 日付け 25 消安第 175 号、環水大土発第 1304261 号）に基づき、十分な配慮が必要である。この通知は、農薬以外の防除手段の検討や、やむを得ず農薬を使用せざるを得ない場合の飛散防止対策の実施および周辺住民などへの事前周知などのこれまでの指導に加え、地方自治体の施設管理部局などが防除業者などに委託して病害虫防除を行う際に、当該防除業者などに同通知に規定する取組を確実に実施させるための手段を提示して、このような委託業務を足がかりに、防除業者による住宅地などにおける農薬使用の適正化を図るものとなっている。

まもなく通知の発出より 2 年が経過するため、通知に示す取組の実施状況の把握に努めつつ、各地における指導事例なども参考として、より効率的な普及手法も必要に応じ検討していく。また、都道府県や市町村の施設管理部局等に対する研修の要望などがあれば、農林水産省および環境省において可能な限り対応させていただくこととしている。

### 6 蜜蜂の被害の防止について

農薬登録にあたり、使用する際に蜜蜂に悪影響を及ぼさないよう、蜜蜂に対する毒性が比較的強い場合には、注意事項をラベルに記載している。また、農薬を使用す

る農家と養蜂家との間で、巣箱の位置・設置時期や、農薬の散布時期等の情報を交換し、巣箱を退避するなどの対策を講じるよう指導している。

しかしながら、依然として農薬の使用と関連する可能性のある蜜蜂のへい死が見られていることから、蜜蜂の被害事例について詳細な調査を平成 25 年 5 月から実施している。初年度に報告があったものを中間的に取りまとめた結果からは、水稻の開花期におけるカメムシ防除のための殺虫剤の使用と蜜蜂被害との関連性が示唆され、さらに、これまで指導してきた農家と養蜂家の間の情報共有や巣箱の退避等の対策が不十分であることが明らかになった。このため、水稻の開花期に向けた被害軽減対策の実施を改めて呼びかけている。また、蜜蜂の水田への飛来を低減する技術や稲の花粉や水田水を介した蜜蜂の農薬曝露に関する試験研究も引き続き実施しているところである。平成 26 年度における調査結果も、近日中に取りまとめて解析を行い、被害軽減対策を見直す必要があるか検討する。

## お わ り に

これらの植物防疫に係る課題に的確に対応するため、農業者、都道府県、国、民間の各分野を越えて、我が国の植物防疫関係者が一体となった取組が必要である。本誌読者の皆様にも、より一層のご支援とご指導をお願いしたい。